（政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等）

第三条　法第二条第二項第六号に規定する主務省令で定める特殊法人等は、政策金融機関（沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行をいう。）、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。

一　日本私立学校振興・共済事業団
二　株式会社商工組合中央金庫
三　株式会社日本政策投資銀行
四　漁業信用基金協会
五　農業信用基金協会
六　保険契約者保護機構
七　株式会社企業再生支援機構
八　独立行政法人奄美群島振興開発基金
九　独立行政法人勤労者退職金共済機構
十　独立行政法人情報処理推進機構
十一　独立行政法人情報通信研究機構
十二　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
十三　独立行政法人森林総合研究所
十四　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
十五　独立行政法人農畜産業振興機構
十六　独立行政法人農業者年金基金
十七　独立行政法人農林漁業信用基金
十八　独立行政法人北方領土問題対策協会
十九　独立行政法人国際協力機構
二十　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
二十一　独立行政法人中小企業基盤整備機構
二十二　独立行政法人科学技術振興機構
二十三　独立行政法人福祉医療機構
二十四　独立行政法人労働者健康福祉機構
二十五　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
二十六　独立行政法人環境再生保全機構
二十七　独立行政法人都市再生機構
二十八　独立行政法人医薬基盤研究所
二十九　独立行政法人住宅金融支援機構

（金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者）

第四条　法第二条第二項第七号に規定する金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行
二　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社
三　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人
四　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）及び同法第二条第三十項に規定する証券金融会社
五　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社
六　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三条第一項に規定する割賦販売業者、同法第二十九条の二第一項に規定するローン提携販売業者、同法第三十条第一項に規定する包括信用購入あっせん業者及び同法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あっせん業者
七　対象事業者（対象事業者になろうとする者を含む。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合において当該対象事業者に対する金銭の貸付け（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付及び社債の引受けを含む。以下同じ。）を行うもの
八　一般社団法人又は一般財団法人で対象事業者に対する融資等業務を行うもの
九　地方公共団体で対象事業者に対する金銭の貸付けを行うもの
十　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会
十一　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十条第一項の規定により組織された酒造組合中央会で清酒及び単式蒸留焼酎に係るもの
十二　事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行わないものに限る。）
十三　商工組合及び商工組合連合会
十四　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
十五　中小企業投資育成株式会社
十六　輸出組合
十七　次に掲げる投資事業（対象事業者に対し債権を有することとなるものに限る。以下この号において同じ。）に関する組合等
イ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合
ロ　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合
ハ　外国に所在するイ又はロに掲げる組合に類似する団体
ニ　商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資を受けて投資事業を営む者
十八　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体
十九　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第五条　法第十七条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令・復興庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一　機構が、機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を経営の状況の悪化した機構の特定関係者（法第十七条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。
二　前号に掲げるもののほか、機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。